

札幌第一観光バス株式会社 安全管理規程

施行 平成 18 年 10 月 1 日

改正 平成 25 年 10 月 1 日

目次

総則

第 1 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

第 3 章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法第 22 条及び第 29 条の 3 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業に係る業務に適用する。

第 2 章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第 3 条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、安全に関する現場の声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行し、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第 4 条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び本規程に定められた事項を遵守すること。
- ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、必要な情報を伝達、共有する。

- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。
- 2 自動車運送事業にかかわるグループ会社と協力・連携し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。
- 3 管理の受委託事業の実施にあつては、相互に協力・連携して、ともに輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、及び輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するため必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保について最終的な責任を有する。

- 2 社長等取締役は、社員に対し、関係法令等の厳守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を、自ら、及び安全統括管理者を通じて徹底させる。
- 3 社長等取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括責任者の意見を尊重し、職務を適正に行うための予算の確保、組織体制の構築等必要な措置を講じる。
- 4 社長等取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
- 5 社長等取締役は、輸送の安全に関する方針の策定に主体的に関与する。
- 6 社長等取締役は、輸送の安全に関する重点施策、目標及び計画の策定に主体的に関与する。
- 7 社長等取締役は、重大事故発生時の対応体制の整備に主体的に関与する。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保について責任ある体制を構築する。

- ① 安全統括管理者
 - ② 安全管理者
 - ③ 地区安全管理者
- 2 安全管理者は安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、営業所長、整備工場長を統括し、指導監督を行う。
 - 3 地区安全管理者は安全管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、事業所内を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、安全統括管理者の不在の時、重大

な事故、災害等の発生時を含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち旅客自動車運送事業運輸規則(昭和31年8月1日運輸省令第44号)第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

2 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- ② 心身の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
- ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- ① 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- ② 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
- ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を作成し、及び実施すること。
- ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- ⑤ 社長等取締役に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な意見を述べる等改善の措置を講じること。
- ⑥ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- ⑦ 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- ⑧ 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- ⑨ その他輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するため、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 社員の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見したときは、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第 13 条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定めるところによる。

2 事故、災害等に関する報告が、速やかに伝達されるように努める。

3 安全統括管理者は、第 1 項の報告連絡体制が十分に機能するよう必要な指示等を行う。

4 自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第 14 条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第 15 条 安全管理業務の実施状況について、少なくとも 1 年に 1 回以上、適切な時期を定めて、安全マネジメントの実施状況等輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を「内部監査規程」に基づき実施する。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 安全統括管理者からの事故、災害等に関する報告若しくは前項の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合又は輸送の安全の確保のために必要と認める場合は、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

2 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項について、更に高度の安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する情報について、毎事業年度の経過 100 日以内に外部に公表する。

① 輸送の安全に関する基本的な方針

② 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

③ 自動車事故報告規則第 2 条に規程する事故に関する統計（総件数及び累計別の事故件数）

④ 安全管理規程

⑤ 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

⑥ 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

⑦ 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

⑧ 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにこれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

⑨ 安全統括管理者に係る情報

- 2 道路運送法に基づいて行政処分（輸送の安全確保命令、事業改善命令、自動車その他の輸送施設の使用停止処分、事業停止処分）を受けたときは、その内容及び当該処分に基づき講じた措置、講じようとする措置の内容を当該処分を受けた日から3年間経過するまで公表する。

（輸送の安全に関する記録の管理等）

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、その他の輸送の安全に関する記録は3年間保存する。